

No. 47 淡水で養殖している魚の調子が悪い

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (内水面支場) </div>
県の担当グループ	水産試験場 内水面支場	(増養殖部) TEL 0299-55-0898 FAX 0299-55-1787
事業名	—	事業の所管機関 茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場内水面支場

[事業内容]

淡水で養殖している魚の調子が悪い場合には、内水面支場増養殖部までご相談ください。

相談する際には、養殖している魚の①魚種、②発育段階（稚魚，成魚など）、③症状、④飼育環境（池の大きさ、取水方法、水量、飼育水の水温や溶存酸素濃度、飼育密度）などを教えてください。

[相談料]

無料

No.48 水産試験場の展示スペースを利用したい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (水産試験場) </div>
県の担当グループ	水産試験場 水産物利用加工部	(水産物利用加工部) TEL 029-262-4176 FAX 029-263-0414		
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場	

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場

[事業内容]

以下のルールで、水産加工実験棟のスペースを貸出しています。

●使用できる用途

1. 県内水産関係団体の長が構成員の技術向上と研鑽および技術の啓発を目的に開催する食品加工機器などの展示研修会等
2. その他特に必要と認める場合

●使用できる日時

貸出期間は原則として、1カ月以内とします。

なお、来場者への展示は次の時間帯に限ります。

月曜日から金曜日（土日、年末・年始及び国民の祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

●使用手続き

使用を希望する14日前までに規定の申請書で申請してください。

●使用料

1,286円/日～4,544円/日

●詳しくは水産試験場のホームページをご覧ください

場所：トップページ > 茨城を創る > 農林水産業 > 水産業 > 茨城県水産試験場
> 水産物利用加工部 > 展示スペース施設貸出のご案内

[URL] <http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/suisan/tenji/kashidashi.html>



QRコードはこちら